

滞納整理を強化しています

問 税務課・収納対策室 ☎ 52-5804



4月11日(金)、町長室において、併任徴収(県税務課徴収対策班12人)の辞令交付式が行われました。

●税金を滞納すると・・・

督促

納期限までに納付されない場合、原則として20日以内に督促状を送付します。

※督促手数料として100円が加算されます。
※納期からの日数により延滞金が加算されます。

催告

督促しても納税されない場合、文書催告・電話催告・自宅訪問を行います。

財産調査

官公署、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。

滞納処分＝差押え

財産調査で把握した滞納者の財産(不動産・給与・預貯金・生命保険等)を差押えます。

税金は、納税者のみなさんが定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付がない場合は「滞納」となり、督促後も未納の場合は、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

町では重要な自主財源である町税を確保するため、また、納めていただいた人との税負担の公平性を保つためにも、納税に誠意が見られない人に対し、財産を差押えするなどの滞納処分を行っています。なお平成25年度から、納税意識の改善が見られない方に対し、タイヤロックや家宅捜索を行うなど、町として更なる手段を講じています。

本年度も山口県税務課職員とともに町税などを徴収する併任徴収制度を実施し、滞納者に対してさらに厳しい取り組みを実施していきます。

平成25年度 滞納処分等実施状況	(件数)
文書催告	1,012
柳井県税事務所との共同催告	12
預貯金・給与等調査	796
生命保険等調査	1,793
官公署調査	78
捜索	1
差押え	26



納税に誠意が見られない場合、自動車等を差押え、タイヤのロックを行う場合があります。

放置しないで 税務課へ相談を

■納税相談窓口をご利用ください。

休日昼間、平日夜間に町税等の納税(相談)窓口を開設しています。5月、6月の納税(相談)窓口については、裏表紙(18ページ)をご参照ください。

町税等の納付は

便利で確実な口座振替で

申込方法は・・・

- ◇各金融機関窓口で申し込んでください。
※町内金融機関には申込用紙が備えてあります。
- ◇必要なもの・・・通帳と通帳使用の印鑑
- ◎取扱金融機関
南すおう農業協同組合・山口銀行・西京銀行・東山口信用金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)・北九州銀行
- ◇申込みをした月の翌々月から振替開始となります。